

『指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業』重要事項説明書

これからご利用いただく訪問看護等サービスについて、あらかじめご了承ください事項について説明します。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1. 当法人の概要

名称 株式会社医療・介護を受ける人と担う人のナーシングカンパニー
所在地 西宮市北昭和町10-9-102
電話番号 0798-63-2007
代表者名 山崎 和代
設立日 令和6年1月23日

2. 当事業所の概要

名称 足とリンパとおなかの悩み訪問看護
法令による事業所の指定
●介護保険法による指定訪問看護事業所 事業所番号「2860991393」
訪問看護ステーションの指定 令和6（2024）年4月1日
所在地 西宮市北昭和町10-9-102
電話番号 0798-63-2007
管理者 山崎 和代
サービス提供地域 西宮市（その他の地域は要相談）

3. 訪問看護（介護予防訪問看護）事業の目的及び運営方針

【目的】

かかりつけの医師が訪問看護等の必要性を認めた在宅療養者に対し、看護師等が訪問して看護サービスを提供します。
介護保険法の基本理念に基づき、自立した快適な在宅療養継続を目的として支援します。

【運営方針】

訪問看護師が専門技術を提供し、自立した快適な在宅療養の継続をはかります。

4. 職員体制

職 種		員数
管 理 者	保健師	1名
訪問看護師	看護師	2.5名
理学療法士	理学療法士	上記含め常勤換算 3.6名

5. 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日（国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く）
営業時間 午前9時～午後5時

6. 訪問看護（介護予防訪問看護）の内容

主治医から訪問看護等指示書の発行を受け、主治医の指示により訪問看護等サービスを行います。

主治医の指示や居宅介護支援事業者等が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）等に基づき訪問看護等計画書を立案し、サービスを提供します。

7. 訪問看護サービス事業の提供時間、回数について

（1）提供時間

ア. 介護保険：居宅サービス計画に基づく時間

イ. 医療保険：訪問看護制度に基づき60分程度としています。

（2）回数

ア. 介護保険：居宅サービス計画に基づく回数

イ. 医療保険：訪問看護制度に基づく回数

※交通事情や直前の訪問看護等提供状況などにより、到着が予定より5～20分程度前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

8. 緊急時の対応について

- ・サービス提供中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医との連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- ・その内容は、あらかじめ指定された連絡先に連絡するとともに、速やかに管理者及び主治医へ報告します。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）虐待防止に関する責任者を選定しています。
- （2）虐待防止に関する責任者 管理者 山崎和代
- （3）成年後見制度の利用を支援します。
- （4）苦情解決体制を整備しています。
- （5）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- （6）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- （7）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底します。

10. 禁止行為（利用者・看護師共通）について

サービス提供時の事故・トラブルを避けるための禁止行為を下記の通りとします。

- （1）金銭、預貯金通帳、証書、書類、鍵などの預かり
- （2）金銭、物品、飲食の授受
- （3）同居家族に対するサービス提供

- (4) 訪問中の飲酒、喫煙は固くお断りします。
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- (6) 宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (7) 飲酒、喫煙、暴力、暴言、ハラスメント、嫌がらせ、威嚇、脅し、その他社会通念に逸脱すると事業所が判断する行為があった場合は、ただちに訪問を中止し契約を解除します。
- (8) 見守りカメラ等の設置について
 - ア. 居室内に見守りカメラ等を設置している（新たに設置する）場合は、その旨を事業所にお知らせください。
 - イ. 録画されたデータには、職員の顔や音声等の個人情報が含まれます。見守り以外の目的での使用や、万一流出した場合は、法的に対応いたします。
 - ウ. ネットワークカメラでネット上のストレージサービスなどを利用する場合にデータの流出事故が多発しています。個人情報保護に留意くださいますようお願いいたします。
- (9) 愛玩動物（ペット）を室内で飼育している場合、訪問中はケージもしくは別室での管理をお願いします。スタッフの安全を確保できないと判断した場合、サービスを中止する場合があります。

1 1. 事故発生時の対応方法について

- (1) 事業者は、訪問看護サービスの提供にともない事故が発生した場合は速やかに家族（または後見人）に連絡し、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- (3) 事業者は、損害賠償保険に加入しています。内容詳細についてお尋ねになりたい場合は、事業所管理者までご連絡下さい。ただし、以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償を免れます。
 - ア. 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - イ. 利用者がサービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ウ. 利用者に急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - エ. 利用者が事業者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
 - ア. 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱い

いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

- イ. 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ウ. また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- エ. 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

1 3. 記録の保管について

事業者は、サービス提供の記録をサービス完結の日から5年間保管します。

1 4. 訪問看護の終了事由

次の場合には、訪問看護の提供を終了いたします。

- (1) 利用者より利用終了の申し出があった場合。
 - 訪問看護の利用終了を希望する場合は、遅くとも終了を希望日の7日前までに主治医、事業所又は担当の介護支援専門員に申し出てください。
- (2) 利用者からの申し出によらずに提供を終了する場合。
 - ア. 死亡された場合。
 - イ. 入院又は入所期間が3か月を経過した場合。
 - ウ. 事業実施地域外へ転出された場合。
- (3) 事業所より提供終了を申し出る場合。
 - ア. 病状の軽快やご家族が介護方法を習得されるなど、訪問看護を終了することが望ましいと考えられる場合。
 - イ. 利用者都合で訪問キャンセルが続く場合。
 - ウ. 当事業所を閉鎖または縮小するなどやむを得ない事情がある場合。
この場合、原則として契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
 - エ. 利用者の故意または重大な過失により事業所もしくは担当の看護師等の生命・心身・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行った場合又は行うことが予測される場合。この場合は、直ちに契約を解除します（具体的には飲酒、喫煙、暴力、暴言、ハラスメント、嫌がらせ、威嚇、脅し、その他社会通念に逸脱すると事業所が判断する行為）。
 - オ. 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合。
 - カ. その他、終了することが適当と判断される場合。

1 4. 衛生管理、感染対策

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染防止対策に使用した個人別防護具は原則として、使用した利用者宅で廃棄をお願いします。

15. キャンセルについて

サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。

- (1) 24時間前までのご連絡の場合 キャンセル料は不要です
- (2) 12時間前までにご連絡の場合 2,000円
- (3) 12時間前までにご連絡のない場合 3,000円

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

16. 利用料

- ・利用料は別紙のとおりです。原則、利用料は1か月ごとに計算し、訪問看護等を提供した月の翌月に請求します。
- ・被保険者証の記載事項などに変更があった場合はすみやかに担当の看護師等にお知らせください（自己負担額の変更等が発生する場合があります）。
- ・介護保険・医療保険制度の改正により給付額に変更があった場合や、ご利用者の経済状態等による負担割合の変更があった場合は、変更された額に合わせて、利用料を変更させていただきます。

※正当な理由なく、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

17. 異常気象時・災害時等の営業について

- ・事業所周辺地域に被害が予想される警報等発令時や看護師等が公共交通機関の運行停止により出勤できない場合、天候により看護師等の安全が確保出来ないと判断した場合には訪問業務を見合わせる事があります。
- ・災害等の発生時には被害状況により通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。
- ・地域における感染症まん延時も、災害等の状況として対応しています。

18. 苦情・相談窓口

- ・事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- ・次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合

- (1) 当事業所における苦情・相談窓口
苦情解決責任者 山崎 和代

苦情受付担当者 訪問看護師

受付時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
午前9時から午後5時まで

連絡先 電話番号 0798-63-2007
FAX番号 0798-61-6574

(2) 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

○西宮市健康福祉局福祉総括室法人指導課

所在地 西宮市六湛寺町10-3

電話番号 0798-35-3082

FAX番号 0798-34-5465

受付時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
午前9時から午後5時30分まで

○兵庫県国民健康保険団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801

電話番号 078-332-5617

FAX番号 078-332-5650

受付時間 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）
午前8時45分から午後5時15分まで

個人情報取扱業務概要説明書

株式会社 医療・介護を受ける人と担う人のナーシングカンパニー
訪問看護ステーション 足とリンパとおなかの悩み訪問看護

1. 概要

当訪問看護ステーションは、ご利用者のプライバシー保護を重視し、個人情報の適切な取扱いを行うことを約束します。この概要説明書は、当ステーションがどのように個人情報を収集し、利用するかを説明します。

2. 取得する情報

当ステーションは、以下のような情報を収集する場合があります。
ご利用者から提供された医療および介護情報（健康状態、治療履歴など）
ご家族や関係者から提供された情報
医療および介護機関や保険会社から提供された情報

3. 利用目的

当ステーションは、以下の目的で個人情報を利用することがあります。
医療および介護サービスの提供および管理
医療および介護連携のための情報共有
ご利用者への連絡や通知
法的な要求や規制への適合

4. 第三者への提供

当ステーションは、ご利用者の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、法的な要求や医療および介護連携のために必要な場合を除きます。

5. 個人情報の保護

当ステーションは、個人情報の漏洩、滅失、き損、改ざん等を防止するために、適切なセキュリティ対策を実施します。また、職員への教育や監査を通じて、個人情報の適切な管理を確保します。

6. 個人情報の開示、訂正、削除

ご利用者は、自身の個人情報に関する開示、訂正、削除の要求を行うことができます。当ステーションは、適切な手続きを通じてこれらの要求に対応します。

7. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせや苦情は、下記の連絡先までお願いします。

〒662-0833

西宮市北昭和町10-9-102

管理者 山崎和代

電話：0798-63-2007

8. 変更通知

本概要説明書は、法令や当ステーションの業務内容の変更に応じて、予告なく変更されることがあります。

訪問看護等の提供の開始に際し、本書面及び別紙「利用料金一覧表」に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 足とリンパとおなかの悩み訪問看護

氏名

本書面及び別紙「利用料金一覧表」に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（代理署名の場合は代理人の欄にも記載）

（氏名）

（住所）

代理人

（氏名）

（住所）

（事業所使用欄）

災害時等緊急連絡先

（氏名・続柄）

（住所）

（電話番号）